

諮問番号：令和２年度諮問第１号

答申番号：令和２年度答申第１号

## 答 申 書

### 第１ 箕面市行政不服審査会の結論

箕面市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人 ●●●● 氏に対して行った生活保護費の費用徴収決定処分（令和２年３月１６日付け箕健生第４６６号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求は、棄却することが相当である。

### 第２ 諮問に至るまでの経過

- 1 処分庁は、平成２７年９月２４日付けで、審査請求人に対し、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）による保護を開始した。保護開始に当たり、処分庁は、審査請求人に対して「生活保護のしおり」（弁明書添付資料(8)）により制度説明を行い、収入があった場合は収入申告書を提出する必要がある旨を伝えた。
- 2 平成２７年９月２９日、処分庁は、新規の生活保護申請に伴う審査請求人宅の家庭訪問を行い、審査請求人がインターネットでイラストや楽曲を販売していることを確認したため、金額にかかわらず収入があった際は報告するよう審査請求人に口頭で説明を行い、「生活保護法第６１条に基づく収入の申告について（確認）」（弁明書添付資料(7)。以下「本件確認書」という。）のとおり、収入申告義務について説明を受けたことを審査請求人が記名押印により確認した書類を徴した。（弁明書添付資料(6)参照）
- 3 令和２年１月２７日、処分庁は、審査請求人から「令和１年分報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」（弁明書添付資料(4)。以下「令和１年分支払調書」という。）が提出されたため、著作権使用料収入のあることがわかったが、振込日が不明のため後日預金通帳の写しを提出するよう審査請求人に求めた。
- 4 令和２年１月３０日、処分庁は、審査請求人から預金通帳の提示を受け、令和元年６月２０日に２,８１８円が株式会社エイシスから審査請求人の口座に振り込まれていることを確認した。この収入は、インターネット上の「ディーエルサイト」に掲載した著作物（音楽）の配信に係る使用料である。当該収入について申告がなかったため、処分庁は、審査請求人に対して収入申告書の提出を求めた。
- 5 令和２年２月１８日、処分庁は、審査請求人から再び預金通帳の提示を受け、平成３１年１月２９日に６円、同年２月２８日に１円、令和元年５月２９日に２円、同年８月２９日に６４円、同年１０月２９日に７円、同年１２月３０日に３円、計６回８３円がアマゾンインクから振り込まれていることを確認した。この収入は、インターネット上の「amazon.co.jp」に掲載した著作物（電子書籍）の閲覧に係る使

用料である。

- 6 令和2年2月25日、処分庁は、審査請求人から、令和元年6月分から令和2年1月分までの音楽配信等収入に係る収入申告書及び音楽配信に係る明細書（いずれも弁明書添付資料(5)）の提出を受けた。
- 7 令和2年2月26日、処分庁は、審査請求人から、平成30年9月分から令和元年5月分までの音楽配信に係る明細書（弁明書添付資料(5)）の提出を受けた。
- 8 上記6で収入申告書が提出される前、審査請求人から当初提出された平成30年12月分から令和元年6月分までの収入に係る収入申告書には、音楽配信及び電子書籍閲覧に係る収入の記載はなかった。（弁明書添付資料(2)参照）
- 9 上記4及び5により審査請求人の口座に振り込まれた著作権使用料は、次の表のとおりである。なお、音楽配信については、著作権使用料が累計して3,000円を超えた場合に、源泉徴収後に振り込まれる仕組みである。

| 収入年月日        | 振込元      | 金額     |
|--------------|----------|--------|
| 平成31年 1月 29日 | アマゾンインク  | 6円     |
| 平成31年 2月 28日 | アマゾンインク  | 1円     |
| 令和元年 5月 29日  | アマゾンインク  | 2円     |
| 令和元年 6月 20日  | 株式会社エイシス | 2,818円 |
| 令和元年 8月 29日  | アマゾンインク  | 64円    |
| 令和元年 10月 29日 | アマゾンインク  | 7円     |
| 令和元年 12月 30日 | アマゾンインク  | 3円     |
| 合計           |          | 2,901円 |

- 10 令和2年3月16日、処分庁は、音楽配信の売上及び電子書籍の閲覧料を受け取っていたにもかかわらず、その収入（計2,901円。以下「本件対象収入」という。）について申告せず、生活保護費を不正に受給していたとして、本件対象収入の全額を返還することを求める内容の本件処分を行い、「生活保護法第78条による費用徴収の決定について（通知）」（弁明書添付資料(3)）を審査請求人に手交した。
- 11 同年3月22日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条の規定に基づき、審査庁である箕面市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、審査庁は、翌23日に本件審査請求を受け付けた。
- 12 同年3月27日、審査庁は、審査請求人から運転免許証の提示を受け、同年2月20日付けで審査請求人の氏名が「●●●●」から「●●●●」に変更されていることを確認した。同年4月2日、処分庁は、この氏名変更について確認し、審査請求人から「保護開始（変更）申請書」の提出を受け、同日受け付けた。（弁

明書添付資料(1)参照)

- 1 3 同年4月10日、審査庁は、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき、審理員を指名した。
- 1 4 同年6月22日、審理員は、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録（審査請求書及び同年5月11日付け弁明書）（以下「審理員意見書等」という。）を提出した。
- 1 5 同年6月30日、審査庁は、審理員意見書等の内容を踏まえ、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、箕面市行政不服審査会に対して、本件審査請求は棄却されるべきであるとして諮問した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求書の主張

審査請求人は統合失調症を患っている。しかし、できる範囲で毎日作品づくりを努力している。作品づくりは大変しんどくて、得られる収入は2年間で3,000円ほどである。2年間努力してきた結果がわずかな収入であるにもかかわらず取り上げられてしまうのは辛く苦しい。努力の結果を認めてもらいたい。

以上の点から、「本件処分（のうち費用徴収に関する部分）を取り消す」との裁決を求める。

##### (2) 主張書面（令和2年7月5日付け書面をいう。以下同じ。）の主張

DLsite（ディーエルサイト）の事業形態は自営業である。著作権といっても金額が少なく、3,000円程度で。その儲けを出すためには、毎日コツコツと時間をかけて作業している。その時間はとても長い、その対価は非常に低い。楽々著作権を稼いでいるわけではなく、非常に苦労して少ない金額である。そのため、収入を取り上げないでいただきたい。

##### (3) 口頭意見陳述の際の主張

ディーエルサイトの作業で毎日5時間かけて努力している。月額15,000円までなら収入申告は不要と勘違いしていた。病気で仕事もままならない。弱い者いじめはしないでほしい。

#### 2 処分庁の主張

次の(1)から(5)までのとおり、本件処分は妥当であり何ら違法不当はない。よって本件処分を取り消す理由はなく、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

##### (1) 本件対象収入の性質について

本件対象収入は、著作権使用料なので、労働の対価ではなく財産の使用料である。このことは、令和1年分支払調書の区分に「著作権使用料」と記載されていることから明らかである。

## (2) 収入認定について

弁明書添付参考資料「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）第 8 の 3(2)ウ(ア)によると、使用料収入についてはその実際の収入額を認定することとされている。また、弁明書添付参考資料「生活保護運用事例集 2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成）問 7－19 に対する答 2 の(注)の記載によると、著作権使用料は財産収入であり、収入認定に当たり 8,000 円の控除は行わないこととされている。これらに基づき、本件対象収入は、全額を収入認定すべきものである。

## (3) 収入申告の必要性の認識について

処分庁は、保護の開始に当たっては、被保護者に対して「生活保護のしおり」を説明の上交付することとしており、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」により収入申告義務について説明を受けたことを被保護者が記名押印により確認した書類を徴している。収入を申告するのは、法第 4 条で生活保護の補足性が定められていることを背景に、法第 61 条で収入等の届出の義務が定められているためである。

処分庁は、上記第 2 の 2 のとおり審査請求人に対して収入申告義務について説明し、審査請求人は、記名押印して本件確認書を処分庁に提出している。したがって、審査請求人が本件対象収入について収入申告が必要であることを認識していたものと判断できる。

## (4) 未申告と不正受給について

上記第 2 の 8 のとおり、処分庁から申告するよう求めるまで、審査請求人は、本件対象収入について収入申告書に記載していなかった。本件対象収入 2,901 円の未申告により、審査請求人は生活保護費 2,901 円を不正に受給していたことになる。

## (5) 法第 78 条適用について

法第 78 条第 1 項では、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定されている。上記（４）のとおり、審査請求人が不正に受給していたことを考慮すると、法第 78 条に基づき保護費の一部 2,901 円を徴収する本件処分を行ったことは妥当である。

## 第 4 審理員意見書の要旨

第 2 「諮問に至るまでの経過」第 1 項ないし第 12 項の事実が認定されることを踏まえた上で、審査請求人が本件処分につき取消しを求める裁決を求めるものの、その理由、根拠について具体的な適示がないため、審査請求人は本件処分の適法性、

妥当性のいずれについても争うものとして、それぞれについて下記 1 及び 2 のとおり検討した結果、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

## 1 本件処分の適法性

### (1) 収入申告の必要性の認識

本件確認書(弁明書添付資料(7))に、審査請求人の署名押印がなされており、また審査請求人自身が過去に処分庁に対し収入申告を行っていたこと(弁明書添付資料(6)の R02. 02. 13 の記載による。)から、審査請求人が処分庁より収入申告義務について説明を受け、不実の申告があった場合、法第 78 条により得た収入の全額を徴収されるものであることを認識していたことは明らかである。

### (2) 不実の申請その他不正な手段

法第 78 条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実に基づき申請する作為による場合はもちろん、収入申告義務があることを認識していながら、故意に収入申告をしない不作為の場合も含むと解されるところ、審査請求人は、上記のとおり収入申告義務があることを認識していながら、収入申告をしていなかったことは明らかであり、また、本件対象収入の振込が 7 回にも及び、審査請求人が収入の申告を単に失念したとは到底考えられないことから、審査請求人は本件対象収入について、不作為の不正な手段により保護を受けたものと認められる。

### (3) 収入認定について

審査請求人は、審査請求書において本件対象収入のもとになった作品の製作についての苦労を述べていることから、本件処分について当該収入が勤労収入として認められず、勤労控除の対象にならなかったことに異議があるとも解されるので、この点についても検討する。

勤労控除は、勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費、知識・教養の向上のための経費、職場交際費などが必要となることから、勤労収入のうち一定額を控除する制度であるから、その性質上勤労収入について認められる。

これに対し、本件対象収入は、令和 1 年分支払調書の区分に「著作権使用料」と記載されており、また、本件対象収入のもとになる音楽配信等にあたり、利用ごとに新たな労務の提供があるわけではないことを考慮すれば、本件対象収入は勤労収入ではなく、財産収入とみるべきである。

したがって、本件対象収入について、処分庁が勤労控除の対象とせず、全額につき収入認定したことに誤りはない。

### (4) 小結

よって、審査請求人は、収入申告義務があることを知りながら、故意に収入があった事実を隠蔽したものと認められ、処分庁が法第 78 条に基づき本件対

象収入相当額 2,901 円を徴収する本件処分を行ったことに違法はない。

## 2 本件処分の妥当性

### (1) 本件処分の当不当

本件処分が違法ではないとしても、不当ではないかという点についても、念のため検討する。

### (2) 生活保護の基本原則

法第 1 条は、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定め、法第 3 条で「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」として、国家責任により国民に最低生活保障をすべきことを定めている（国家責任の原理、最低保証の原理）。

また、法第 2 条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」として、生活保護は無差別平等に受けられることを定めている（無差別平等の原理）。

一方で法第 4 条第 1 項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている（補足性の原理）。

### (3) 例外的措置の許容性

これらの生活保護の基本原則からすれば、生活保護は、国民が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用して生活の維持を図るべきことを前提に、最低限度の生活の維持に不足する部分を国が補てんするものと解され、自ら収入が得られる場合には、その部分は保護の対象にならないことが原則であると考えらるべきである。

そして、安易に例外を許容すると結果的に受給に不平等が生じかねないことから、例外的措置をとらなかったことを不当とすべき範囲は限られるといえる。

### (4) 小結

以上からすれば、本件で、審査請求人について本件対象収入相当額を徴収しないとの例外的措置をとった場合、かえって受給者間の不平等を招きかねず、本件処分が妥当性を欠くものとはいえない。

## 第 5 箕面市行政不服審査会における調査審議の経過

- 1 当審査会は、令和 2 年 6 月 30 日、諮問書及び審理員意見書等の写しの提出を受け、その内容を検討した。
- 2 当審査会は、同日付けで、審査請求人及び審査庁に対して、行政不服審査法第

81 条第 3 項で準用する同法第 76 条の規定に基づき、主張書面又は資料の提出期限を通知した。

- 3 同年 7 月 6 日、審査請求人は、審査庁窓口審査宛て主張書面を持参し、口頭で口頭意見陳述を申し立てた。
- 4 同日、当審査会は、審査庁から主張書面の送付を受け、同日付けで受け付けた。その後、審査請求人に電話連絡し、主張書面の宛先の訂正を求め、当該主張書面の閲覧及び写しの交付の適否についての意見書提出を求め、口頭意見陳述申立書の提出を求めた。
- 5 同年 7 月 7 日、審査請求人は当審査会事務局室を訪れ、主張書面の宛先を当審査会に訂正した。また、主張書面の閲覧及び写しの交付が適当でない旨の意見書及び口頭意見陳述申立書を当審査会に提出した。
- 6 同年 7 月 8 日、当審査会は、第 1 回会議を開催し、上記 2 ないし 5 を踏まえて諮問内容を審議した。その結果、審査庁に対して必要経費の認定方法について調査することにした。また、口頭意見陳述を行うことに決定し、その日時を同年 8 月 25 日午後 4 時から 30 分程度とするとともに、同日第 2 回会議を開催して継続審議することにした。
- 7 同年 7 月 9 日、当審査会は、審査庁に対して審査請求人から主張書面が提出された旨を通知した。審査庁は、同月 14 日付けで当該主張書面の閲覧及び写しの交付を求める文書を当審査会に提出した。
- 8 同年 7 月 14 日、当審査会は、審査請求人に対して口頭意見陳述の実施について通知した。
- 9 同年 7 月 22 日、当審査会は、審査庁に対して必要経費の認定方法について調査文を送付し、回答を依頼した。審査庁は、同年 8 月 4 日付けで回答した。当審査会は、回答内容を確認し、再調査することとした。
- 10 同年 8 月 12 日、当審査会は、審査庁に対して再度調査文を送付し、回答を依頼した。審査庁は、同月 21 日付けで回答した。
- 11 同年 8 月 25 日、審査会は、口頭意見陳述を実施するとともに、第 2 回会議を開催し、口頭意見陳述の内容及び調査結果を踏まえて審議した。

## 第 6 箕面市行政不服審査会の判断の理由

当審査会においても、概ね審理員意見書の検討及び判断のとおりであるが、次の 2 点を補足する。

### 1 必要経費の認定方法について

収入認定の際の必要経費の認定については、事務次官通知第 8 の 3(2)ウ(イ)によると、それが著作権の使用料収入だったとしても、その収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定することとされており、その認定方法については、収入申告書の「記入上の注意」によると、必要経費の内訳書等は収入申告書に添付することと明記されているので、被保護者からの申告により

認定する取扱となっている。本件処分の際の収入認定についても、審査請求人からは必要経費の申告はなく、また、審査請求人が「記入上の注意」を理解していなかったとする事情も認められない。そして、審査請求人から提出された令和1年分支払調書に基づき、処分庁は、必要経費としての所得税が源泉徴収された後の額2,901円を収入として認定している。その上で、法第78条を適用した費用徴収においても必要最小限の実費控除は認められているが、前述のとおり、収入認定時を含め、源泉徴収税額以外の必要経費については審査請求人から何ら提出はなかったもので、上記のとおり、源泉徴収後の収入全額である2,901円を本件対象収入として徴収することとした処分庁の判断は、適法性及び妥当性に欠けるとは言えない。

## 2 審査請求人の収入認定に係る主張について

審査請求人は、審査請求書、主張書面、口頭意見陳述を通じて、作品作りに係る努力を認めてほしい旨を主張している。これは、本件対象収入が著作権使用料であるため「財産収入」と認定されていることが不満で、「働いて得た収入」として認めてほしい旨と解される。審査請求人の努力を否定するものではないが、本件対象収入が著作権使用料であることは明らかである。そうであれば、就労に伴う収入のうち不安定なもの（月額15,000円を超える額を収入認定するもの）にも該当しない。結局のところ、就労に伴う収入以外の収入であり、かつ、月額8,000円の控除がない「財産収入」とした処分庁の判断に誤りはない。

以上、当審査会の調査審議の経過において、審査請求人の主張に理由があることを裏付ける新たな証拠等はなく、また、法による生活保護の趣旨の見地に加え、証拠上は収入申告義務を審査請求人自身が認識していたと認められることを考慮して検討すると、本件対象収入相当額を徴収することについて不合理な点は認められないから、審理員意見書の検討及び判断は相当であり、処分庁に裁量権の逸脱・濫用は認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断し、「第1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上